

生徒指導部に所属する養護教諭の役割に関する研究

養護教諭 剣持智恵・農業科 高柳真人

1. はじめに

校務分掌は、学校の教育目標を達成するための協力組織であり、教職員一人一人の教育実践を支え、より実りの多いものとするものである。その構成については、学校の規模、教職員数、生徒数、学校の実態、地域の環境など学校に応じて創意工夫され組織化されている。

- 校務を典型的にあげると、
- ア、学校の教育の運営に関すること
 - イ、教育課程の編成、実施、改善に関すること
 - ウ、生徒の指導に関すること
 - エ、生徒の進路に関すること
 - オ、生徒の保健安全に関すること
 - カ、学校の施設・設備（教材教具を含む）に関すること
 - キ、地域社会、関係諸機関、団体等との連絡調整に関すること

などがある（埼玉県教育委員会、1995）。この中で「保健安全」に関する校務については、高等学校では、保健部または保健環境（衛生）部などの校務分掌組織で遂行され、そこに養護教諭が所属していることが極めて多いと思われる。しかし、本校においては、『生徒指導部』（以下、指導部と記す）の中で「生徒指導」と「保健安全」に関する校務が遂行されており、養護教諭も指導部の一員となっている。養護教諭が指導部に配属されている例は、校務分掌の編成としては類の少ないものと思われる。

本研究では、校務分掌に関わり、指導部に養護教諭が配置され、保健に関する職務が組み込まれていることのメリットや、校内での学校保健全般への協力体制、及び生徒支援の相談活動における連携について実践事例をもとに検討し、更に改善すべき点及び今後の課題を明らかにしていくことを目的とする。

2. 現校務分掌編成への経緯

本校では、総合学科への移行とともに教育組織の再検討が行われた。指導部が現在の形に再編成されたのは、本校が総合学科に改編されてから2年目となる平成7年

度からである。これに伴い、養護教諭が新たに指導部の一員となった。この再編成の目的は、それまで養護教諭に全て任されていた学校保健に関する校務の協力体制の見直しと、養護教諭の校務分掌への位置づけにあったといわれている。また、指導部に保健関係を組み込むこととなった共通見解は「本校は教員数も少ないし、新しく保健部を作ることは、少ない人数で編成するか、兼務していくことになるであろう。それより、生徒に直接関わりの深い生徒指導部の所属とすることが一番望ましいであろう」という現実的な要請と、理念的な要請の双方が含まれたものであったといえよう。

現任の養護教諭は平成7年度に本校に赴任した。従って、養護教諭自身がこの組織の再編成について比較検討することはできないが、赴任した当初に比べると、指導部内での仕事の分担や協力・連携体制について、ともに改善されつつあるという感じを持っている。そして、養護教諭が所属することに対する理解（養護教諭に対する位置づけ）もこの5年間で変化しつつある。この組織の誕生とともに最も改善されつつある点は、養護教諭に対する理解の深まりということであろう。

また、近年養護教諭が行う相談活動（カウンセリング）への期待が高まり、校内の教職員のカウンセリングに対する関心も高まってきた。本校において、相談活動を進める上で、養護教諭が指導部に所属しているということが、その業務を遂行する上で、非常にメリットの大きいものとなっている。

3. 保健指導と生徒指導

先に、校務の類型について取り上げたが、従来、保健指導と生徒指導は別なものであるかのように捉えられてきたことが多いと思われる。とりわけ、生徒指導と保健指導は対立した指導のようにとらわれがちでもある。実際、学校において両者は、相対する指導のように感じられる場合もないとはいえないのが現実であろう。両者に関する定義をもとに、この点について、先ず、検討を加えてみたい。

学校における保健指導とは「児童生徒が身近な健康問

題を自分で判断し、処理できるような実践的な能力や態度を育てる」ことをめざして行われるもので、健康に関する原理・原則の行動化・生活化を図るために学校の教育活動全体を通じて行うものである。高等学校における保健指導の目的について、日本学校保健会（1995）は、以下のように述べている。

「高校期に直面するさまざまな心身の健康に関する問題について、適切な対処の仕方を理解させ、健康な生活に必要な態度や実践を養う。

(1) 高校期の心身の発達や男女の特性について理解を深めさせるとともに、健康障害を防ぎ、健康増進を図ることができる態度や習慣を養う。

(2) 健康の保持増進は、家庭や地域社会の人々の協力と、それらを取りまく環境を基盤にして成り立っていることを理解させ、生涯を通じて健康な生活を営むことが出来る態度や習慣を養う」

また、生徒指導について、文部省（1988）では、以下のような定義を行っている。

「生徒指導とは、本来、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の生徒の自己指導能力をめざすものである」

また、その指導については、消極的指導（表面に現れた問題行動そのものへの対応）と積極的指導（生徒の内面に目を向け、生徒一人一人のよりよき発達を促す）があげられている（文部省、1981）。更に、生徒指導の領域の一つとして「保健指導」や「健康・安全指導」があるといわれている（坂本、1987；江川、1993）。

以上の保健指導及び生徒指導の定義からも、特に、積極的生徒指導という観点からみて、保健指導は生徒指導に含まれる指導であると考えてよいと思われる。保健指導も生徒指導も、ともに本来の目的とするものは同じであると考えられるのである。そのような意味から、本校のように指導部に養護教諭が存在し、指導部内での協力体制のもとでの保健指導を充実させていくことは、生徒指導の充実へと繋がって行くことが考えられる。

4. 本校の生徒指導部組織

(1) 生徒指導部の構成

本校指導部の現在の構成員は7名であり、その内訳は次の通りである。すなわち、生徒指導部主任（1名）、生徒会専任（2名）、各学年に所属する副担任（3名）、

養護教諭（1名）となっている。

役割からみた指導部の組織編成及び構成人数は、図1のとおりである。

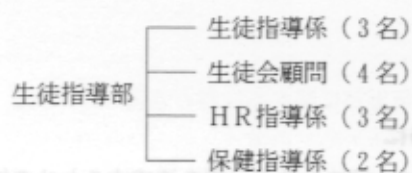


図1 生徒指導部の組織編成と構成人数

指導部内は大きく4つの係に分かれ、各係の人数構成は、主任及び生徒会専任1名以外の5名が、2つの係りを兼ねることにより成り立っている。指導部主任は指導部全体の調整を行うが、生徒指導係として、例えば、問題行動を起こした生徒に対する指導案作成や直接的な指導等を行っている。また、平成7・8年度には指導部主任は保健主事を兼ねていた。しかし平成7年3月の学校保健法施行規則の一部改正により、養護教諭も保健主事に充てることできるようになったことに伴い、平成9年度より養護教諭が保健主事を兼ねている。

(2) 生徒指導部における校務の内容

図1に基づき、指導部の校務の概要を次にあげておく。

①生徒指導係

：問題行動生徒の指導案作成、交通安全指導（自転車指導・バイク通学許可・普通免許取得）、服装指導、清掃指導・環境整備、教育相談、昼食販売、アルバイト許可、盗難事例受付・物品破損・遺失物管理、PTA生活指導委員会等

②生徒会顧問

：生徒会本部指導、生徒会会計、生徒会各種委員会指導、生徒行事指導、課外活動部・合宿計画・合宿所管理・運動部部室管理・本部役員改選・生徒会分掌取扱等

③HR指導係

：HR役員表、HR指導計画、HR指導資料配付、合同会議計画等

尚、合同会議とは、年次会（いわゆる学年会を本校ではこう呼んでいる）構成員（1～3年までの担任・副担任）と生徒指導部構成員が出席（慣例的に、管理職は出席しない。他の分掌構成員の参加は可）し、主として、校内の生徒指導上問題となっているテーマを取り上げ、堅苦しさのない雰囲気の中で、率直な意見交換や対応策などについて話し合う会議のことである。

④保健指導係

：定期健康診断、臨時健康診断、保健指導、健康相談、環境衛生等

一つ一つの校務について担当責任者が決まっており、担当が計画立案する。

(3) 生徒指導部に関する校務の運営

指導部に関する校務の運営については図2のような流れに従って行われている。先にも述べたように、それぞれの校務について責任者が決まっているため、原案については、主としてその責任者が作成する。

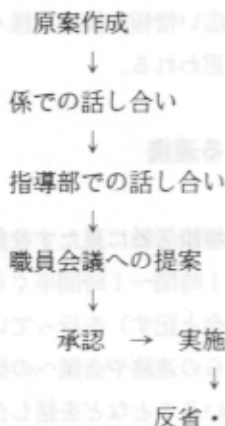


図2 生徒指導部に関する校務の運営

ここで、指導部に関わる行事の運営の一例として、生徒の定期健康診断という保健行事を取り上げる。

本校健康診断は、平成8年度より尿検査以外は全学年を対象に全ての項目を1日で実施する方式を導入している。計画・立案については先ず、前年度12月に養護教諭が健康診断を委託する業者や学校医と日程の調整を行い、3月中に健康診断日の計画を立て、それを基に保健系の教師と検討する。その後、4月に入ってから生徒指導部の打ち合わせにて、全体についての検討と指導部の役割分担の綿密な打ち合わせを行う。最終的には職員会議に提案する。

健康診断実施のための事前準備の器具等の消毒・前日の会場作成については、指導部全員で協力して行う。それ以外の準備、例えば保健調査票や心電図問診票の点検、健康診断用の冊子や通知、各健診会場のマニュアル等は養護教諭が準備をする。また、健康診断当日は、各会場毎に必ず一人は指導部の教師がいるように分担しているので、その教師に完全に任せている。養護教諭は全体調整役となり、何か問題が発生した時にすぐに対応することができる。健康診断の結果については、コンピュータ

を使い処理しているが、そのデータの輸入は殆ど養護教諭一人で行っている。今後は健康診断項目の少なくなる午後などに、指導部で協力して入力をしていく方向を考えていきたい。

現在の1日で行う健康診断の実施は、今年で4回となった。導入当初と比較すると年を追うごとに協力体制は整ってきてはいるが、先に述べた健康診断結果の輸入などのように、指導部内で今後更に検討していく必要があるといえよう。

(4) 養護教諭不在時の対応

学校に1名しかいない養護教諭が出張等で保健室を空ける時は、必然的に保健室を訪れる生徒へ対応する者が必要となる。このために養護教諭が、新学期早々に指導部員の空き時間を調べ、予め各曜日ごとにローテーションを考えておく。各曜日2名ずつとし、どちらか一人が必ず空き時間であるようローテーション表を作成する。原案作成から承認の経過については、図2に記したとおりである。生徒に対しては、保健室入り口に「養護教諭不在時の保健室管理の先生」と題したローテーション表の掲示を行い、生徒にわかるようにしておく。

保健室管理を行う上での共通理解事項として、養護教諭不在時の保健室利用については、必ず記録を残すということを行っている。しかし実際のところは「保健室管理の先生の教官室が保健室から遠い」ことや、「教師が不在」であったり、「保健室管理の先生が決まっていることを知らない」生徒も少なくない。殆どの対応は保健室の隣が保健体育教官室であるので、在室している保健体育科の教師が行っている。担任や教科担任が対応することが次いで多くなっている。実際には、保健室の利用については、記録がないことが多く、対応した教師から次の日に口頭で養護教諭に連絡が入ることが多い。養護教諭不在時の保健室の管理については、まず指導部内の協力による対応が考えられるが、実際的には、全教職員の協力が得られることが必要となってきた。そのため、現在行っている保健室管理のローテーション表は、組織の最小単位の仕事の分担として必要不可欠であるが、その上でさらに全教職員への協力も求めることが組織をうまく生かしつつ、全校に渡る協力体制を作っていくうえで大切であると考えられる。保健室の管理は指導部だけに任せておけばよいという考えが固まらないよう、常に全体への協力を訴えて行くことが大切であると考えられる。

5. 生徒指導部講演会

本校では、平成9年度より年2回（毎年6月・12月）、外部から講師を招き、全校生徒を対象とした生徒指導部講演会を実施している。これは、従来になかった新しい試みである。今年で実施3年目となり、生徒指導部講演会の試みは学校行事として、校内に定着しつつある。実施2年目に当たる平成10年度より、2回ある講演会のうち1回は保健に関する講演会を行うことになった。その際には、講師の選定をはじめとして、養護教諭が講演会実施の企画・立案の中心となっている。過去3年間に実施した講演会の演題を以下に記す。

平成9年度 6月薬物乱用防止

12月交通安全

平成10年度 6月薬物乱用防止

12月AIDS

平成11年度 6月性教育（生きるということ）

12月薬物乱用防止

薬物乱用については、近年、最も注目されている生徒指導上の問題であるため、3年連続で行っている。現在問題となっているこのようなテーマを全体指導として実施していくことは、保健に関する予防的な指導・援助としての重要な意味合いを持っている。さらに、この全体指導を生かしていくことで、今後のクラスや教科単位での指導、或いは、個人指導へと繋がりがやすく、次の指導に対する導入としても利用しやすいものである。

講演会終了後、聴講した生徒達に講演会の感想を書かせている。これを一度指導部で集め、指導部員が目を通し、講演会実施についての全体的な反省を行った後、担任のもとに返している。感想を読んでもと、殆どの生徒はこちらの伝えたいと意図することが伝わっているようである。但し、一部の言葉に敏感に反応しすぎる生徒がいたり、意図することが取り違えられている例もある。そうした生徒については、個別指導の必要な場合もあるが、書きたいことを書いてストレスを発散することに使われていることもあり、生徒の内面を理解する上での一つの手段として捉えることもできる場合がある。また、この感想文を通して担任と連携をとる契機となることもあり、改めて、生徒の様子を聞くなど、新たな情報を収集する契機となることもある。

生徒には、青年期の問題や生き方・在り方を考える上で問題となっていることについて理解させ、自分で考え

たり、自らの行動を変容させるきっかけとなるように講演会を実施しているが、これまで述べてきたように、生徒を理解したり、問題行動等を起こした時の指導の資料が得られるなど、講演会を評価してみれば、意義のある講演会となっているということができると考えられる。

今後更に意義のある講演会を実施するためには、立案者だけの視点によるものにならないよう、常に周りからの情報や要望を多く取り入れ、生徒のニーズにあったもの、学校として必要性の高い企画でありたいと考えている。また、講師の選択については、校内からの情報だけでなく、出張先等での外部での情報交換がその幅を広げると考えられる。幅広い情報交換は、様々な面での生徒理解へとつながると思われる。

6. 相談活動における連携

(1) 生徒指導部が相談活動に果たす役割

指導部は毎週一回、1時間～1時間半ぐらいの指導部打ち合わせ（以下、部会と記す）を行っている。部会では、各係及び各学年からの連絡や会議への提案事項、その時々で問題となっていることなどを話し合うとともに、多くの情報交換が行われる。現在の指導部の編成で相談活動に特に役立っていることは、各学年の副担任から学年の様子や問題となっている生徒について、また学年としての指導の方針や対応等を聞くことが出来るということである。逆に、養護教諭からも、保健室での生徒の様子、頻回来室の生徒に関する情報や、保健室で行っている相談活動などについて話すよい機会であり、保健室理解にも繋がる機会となっている。

保健室を理解してもらうためにも、相談活動を進める上でも部会の情報交換が果たす役割は大きい。ここで十分配慮しなくてはならないのは守秘義務についてである。生徒から「他の人には内緒にして欲しい」と言われたことでも、必要に応じて他教師の協力を求める、情報交換しておいたほうがよい場合もある。また、保護者と連絡を取る必要が出てくることもある。「内緒にして欲しい」という気持ちを十分理解し、生徒とよく話し合っ、納得の上でよい方法を選ぶことが必要である。秘密を頑に守ることにより、相談を受けた教師が一人でその問題を抱え、そのため解決が困難となることも考えられる。提供する情報の選択は、守秘義務を考慮し、更に自分の支援能力を見極め行っていくことが必要である。

(2) 指導部主任と養護教諭が関わった指導事例

生徒に対する相談的対応を行う際、養護教諭単独で相談活動を行う機会も少なくないが、時には、指導・援助チームとして対応をし、そのことが効果的な場合がある。かつて問題行動を起こした本人・保護者との面談に、担任・学年主任・指導部主任・養護教諭の4名が同席し、連携して対応した事例がある。この事例では、話し合いを進めていくに従い、家族同士の険悪な雰囲気が浮上してきた。しかし、その雰囲気に巻き込まれることなく、その生徒にとって「何を最優先に考えて行くべきなのか」ということを常に確認しながら面談を進めていくことにより、3時間に渡った話し合いは結果としてよい方向へと進んだ。この中で養護教諭は、気持ちを引き出す役割、指導部主任は受容しながら方向性を示すコーディネーターとしての役割を果たしていたといえよう。

この事例では、生徒のその後の支援に学校が大きく関わったものではなかった。しかし、面談の雰囲気から判断すると、学校が大きく関わろうとした場合に、支援対策について、十分な話し合いが可能であり、教師の誰でもが支援者になることが可能（支援者自身を周りで支えることが可能であるという意味で）な事例であったと思う。しかし、学校が関わる上では、その能力（学校ができること）の限界を見極めながら支援して行かなくてはならない。また、それを見極めるためにも、スーパーバイザーを含めた、当該面接の振り返りをすることが必要であったと思う。この点に関する具体的な方策の構築については、今後の検討課題であるといえよう。

7. 保健室活動についての理解を深めるために

本校には、職員室という共有の部屋が存在しない。教師が日頃過ごしているのは、各教科ごとの教官室であるため、お互いに情報をやりとりする機会が少なくなりやすい傾向があるといえよう。その中で保健室は、ホームルーム棟といわれるA館の1階に位置している。ここは、殆どの教官室と実習室が存在するB館・C館と離れているため、特に保健室での様子（養護教諭の行っている執務全般）について、どんなことをやっているのか分からないと思われることが多いようである。保健室は、生徒の心身の健康をサポートする場として、様々な活動を行い、情報が集まる場でもある。保健室の活動について、全校的な理解が深まることが望ましいと考えられる。

理解の第一歩としては、指導部全員が保健室の様子を理解することであろう。次いで、その理解を学校全体へ

と広げていくことが必要であろう。養護教諭自身が情報を発信することも大切であるし、普段の保健室の様子が指導部内で理解され、そこから学校全体へ広がることも一つの理想的なあり方だと考えられる。養護教諭の専門性を生かしつつ力量を発揮することや、全校的な教育組織・指導体制における職務の方向性を明確にしていくことが期待されているといえよう。

8. おわりに

本校において、養護教諭が分掌に正式に位置づけられてから5年が経過した。この5年の間には、問題行動を起こした生徒の指導のあり方についても、問題行動の種類や回数ごとに前例を尊重して指導の方針が決められる方式から、その生徒にとってどのような指導をするのが望ましいのかということを加味した指導へと変わってきた。養護教諭が保健主事となり、保健の授業を持つことも認められ、また相談活動におけるカウンセリング能力に対する期待も非常に大きくなってきている。本校のように指導部に養護教諭が存在する事例は高等学校全体としてみれば数少ない事例であるかもしれないが、指導部に所属することで得られるメリットはたくさんあるように思われる。また、今後、他の教師や生徒への働きかけの機会を積極的に創出したり、指導部内外との連携を行っていくことによって、この利点をますます生かすことができると考えられる。学校は組織で動いているとはよくいわれることである。養護教諭も組織の中に適切に組み込まれ、各教師の特徴や役割分担を生かした協力体制が作られたり、連携が行われていくことで、その力をより発揮することができるのではないだろうかと考えている。

引用文献

- 江川政成 1993 「生徒指導」 原野広太郎編著 『生徒指導・教育相談・進路指導（中・高校用）』 日本文化科学社 pp. 58-60
- 文部省 1981 『生徒指導の手引き（改訂版）』 大蔵省印刷局 pp. 6-7
- 文部省 1988 『生徒指導資料第20集 生徒指導研究資料第14集 生活体験や人間関係を豊かなものとする生徒指導—いきいきとした学校づくりの推進を通じて— 中学校・高等学校編』 大蔵省印刷局 p. 1

